

Q6-13 旅費交通費等の立替金に対する課税について教えてください。

台湾では、当事者間の契約書において出張旅費、宿泊代および雑費等(以下、旅費交通費等)を実費にて精算する旨の記載がある場合、当該実費精算分も課税対象となるため、注意が必要です。

例) 日本本社が台湾現地法人に技術サービス(技術サービス契約額:2,000)を提供するために技術者を派遣し、旅費交通費等が 200 発生。技術サービス契約書において、旅費交通費等については日本本社が立替を行い、台湾現地法人に実費請求する旨の記載あり。

課税対象	税額① (源泉徴収)	税額② (所得税法 25 条の申請が認められ、みなし利益率 15%を適用する場合)
1 技術サービス契約額(2,000)	$2,000 \times 20\% = 400$	$2,000 \times 3\%$ (みなし利益率 15% \times 税率 20%) $= 60$
2 旅費交通費等の立替金(200)	$200 \times 20\% = 40$	$200 \times 3\%$ (みなし利益率 15% \times 税率 20%) $= 6$
合計: 2,200	合計: 440	合計: 66

※台湾に支店や工事事務所などの固定的営業場所があれば、納税方法は源泉徴収ではなく固定的営業場所による申告になります。